



2015.8.1 発行
発行人 永沢晃
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3360)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

第22回通常総会開催、多数のご参加を！

8月24日(月) 午後1時～御茶ノ水全労連会館

全会員が資格者

センターの第22回通常総会は、8月24日(月)御茶ノ水の全労連会館で午後1時から開催されます。

第20回通常総会で決定した賛助会員制度廃止で、入会者すべてが「会員」として、総会構成員の有資格者になって2回目の総会となります。

総会の成立は会員の過半数の出席（委任状を含む）が必要です。今回は81名以上の参加が必要となります。会員の皆様の多数のご参加を期待しております。

出資金は全額返還完了

前回第21回通常総会で決定した「出資金」の返還作業は順調に進み昨年12月末までにすべて終了しました。そういう意味では今総会が国税OB中心から一步間口を広げた新しいセンターの出発ということになります。

会員皆さんの多数のご参加で、このことを確認し、センターの研究活動の発展を目指して、盛大な総会にしようではありませんか。

総会では例年どおり、特別講演、レセプションも予定しております。あわせてご参加をお願いします。



(トルコ・カッパドキア)

特別講演は

木山泰嗣（ひろつぐ）青山学院大学法学部教授

2015年4月に教授に就任された新進気鋭の教授です。これまでセンターの研究活動に多大な貢献をされてこられた中村芳明法学部教授が、2016年春に退職されることからその後任として就任。著書には「税務訴訟の法律実務」はじめ多数。

今回の演題は、「憲法」が安倍内閣の「安保法制」で大きくゆがめられようとしている時代に、この「憲法」とセンターの研究課題である「租税」との関係を解明していただくことから『憲法と租税法』と題して講演を行っていただきました。

講演はおよそ3時から約2時間にわたって行われます。ご期待ください。



(台湾・九份から東シナ海を)

会員交流のレセプションへ！

引き続いて5時40分ころより総会の隣会場でレセプションを開催します。センターの年1回会員交流の場です。ご都合で総会に参加できない場合でも特別講演、レセプションだけでも参加歓迎です。よろしくお願ひいたします。

戦争法案の強行採決に抗議し 廃案を求める声明

2015年7月24日

東京税財政研究センター理事会

7月15日12時24分、安全保障関連法案（以下「戦争法案」という）が衆議院の平和安全法制特別委員会で野党議員が強く抗議し議場内が騒然とする中、強行採決された。続く16日の衆議院本会議でも自民、公明の両党によって強行採決されたことに、東京税財政研究センター理事会は強く抗議する。

戦争法案は、ほとんどの憲法学者が「憲法違反」といい、歴代の法制局長官も「憲法違反」・「従来の憲法解釈から逸脱」と指摘し、日本弁護士連合会も全国の単位会を含めて、あげて「憲法違反」と表明し、さらには全国から331の地方議会が国会や政府へ意見書を提出、うち98%の325団体が「反対」・「慎重」と意見表明を行い、そして、日を追うごとに「反対」が増えている世論調査で、この時期の調査による国民の「反対」が毎日52%、日経56%、共同通信56.7%、産経57.7%、朝日56%という状況下での、暴挙であった。立憲主義の破壊と民主主義の破壊をもたらそうとするものであり、到底許すことはできない。

憲法第9条の下での集団的自衛権の行使はできないとする憲法解釈は、戦後70年のなかで政府自らが確立してきたものである。それを昨年7月1日の閣議決定で、国会や国民の議論なしに一内閣によって憲法解釈の変更を試みた憲法違反そのものである。今回の戦争法案は、この憲法違反の閣議決定の下に成り立っている。その意味では二重の憲法違反を犯していることになる。これほど国民を愚ろうするものは他にない。安倍首相側近の自民党議員は「成立すれば国民は忘れる」（朝日7/16付）と発言したという。まさに独裁政治のはじまりである。

このことは、税財政にかかわる税理士・研究者としても看過できない問題である。戦費調達のための税財政政策や消費税をはじめとする増税政策などに利用されるわけにはいかない。何よりも憲法違反の政策遂行のための税制や税務行政に動員されるわけにはいかない。現在の源泉徴収制度が戦費調達のた

めに1940（昭和15）年に導入され、また、1936（昭和11）年の戦時財政の拡大を図った「馬場税制」といわれる大増税計画など、戦費調達のための税制に国民は生活を翻弄されてきた。そして、1948（昭和23）年の取引高税の導入は戦後の混乱に混乱を重ねる悪税であったことは、周知の事実である。

国民生活に混乱と破壊をもたらす戦争と税制の歴史を繰り返してはならない。税にかかわる我々は戦争するための税制や税務行政に、加担することを拒否する。

憲法9条を破壊することには断固反対する。戦争法案は廃案とすべきである。我々は、多数の国民とともに手を携え、行動することを表明する。

集団的自衛権の行使は 砂川判決で 認められているの？

「戦争法案」が参議院特別委員会で審議がはじまった。安倍首相の答弁をさりげなくテレビで聞いていて、びっくりした。集団的自衛権の行使容認について、またぞろ砂川事件の最高裁判決を持ち出していたからである。この議論は衆議院での特別委員会でもたびたび持ち出されていた。砂川事件は米軍の日本駐留の合憲性が問われたものであり、集団的自衛権行使の可否が問われたものではない。小林節慶応大学名誉教授が「そんなこと習ったこともなく、学生に教えたこともない」といった新聞記事を思い出した。7月16日付の「天声人語」を引用したい。憲法学者の樋口陽一氏は「戦争法案」の衆議院での強行採決について「三つの侮辱」とい、その中の一つ、「最高裁判例への侮辱」とい、「砂川判決を挙げるのは牽強付会（都合よく無理に理屈づける）」といっている。

それでは、砂川判決をごく簡単にみることにしよう。
(次ページへ)

(前ページより)

1. 事件の概要

1957（昭和32）年7月8日、日米安保条約による米軍立川基地拡張に伴う東京都砂川町（現立川市）に所在していた立入禁止の米軍基地内にデモ隊の一部が4～5メートル立ち入ったとして、日米安保条約による刑事特別法違反で7人が起訴された。

2. 伊達判決（1959（昭和34）年3月30日東京地裁）

「……そこで合衆国軍隊の駐留と憲法9条の関係を考察するに……わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、……駐留を許容した我が国政府の行為は……日本国憲法の精神に悖るのではないか。……駐留が憲法第9条2項前段に違反し許すべからざるものである以上……よって、いずれも無罪」として、全員無罪となった。

3. 跳躍上告

日米安保条約による米軍の駐留自体が憲法違反という地裁判決にアメリカはびっくり仰天、駐日大使のマッカーサー二世は外務大臣の藤山愛一郎に圧力をかけた。また、最高裁長官の田中耕太郎はマッカーサー大使に面談、「早期に裁判官の全員一致で米軍基地の存在を合憲とする判決を出す」と伝えた。

このように、二審を飛び越えて、いきなり最高裁に上告した。

4. 最高裁判決（1959（昭和34）年12月16日）

「……同条項が保持を禁止した戦力とは、我が国が主体となってこれに指揮権、管理権を行使しうるものであり……外国の軍隊は、たとえそれが我が国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しない」として「原判決を破棄する。本件を東京地裁に差し戻す」という判決を出した。

以上、事件から最高裁の判決までを時系列的に記述したが、最高裁の判決文からは「集団的自衛権」の文言はわずか一か所国連憲章のくだりにあるだけである。すなわち「国際連合憲章がすべての国が個別的および集団的自衛の固有の権利を有すること……」という箇所である。国連憲章では「すべての国にある」というけれども、これまでの政府解釈は（持っているけれども）「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」としてきたのである。

跳躍上告にいたるアメリカと日本のやりとりは、アメリカの公開された極秘文書から明らかにされている。一審判決から9か月というスピード判決は最高裁長官の「早期に」の約束を反映している。まさにアメリカ追随の屈辱的判決といわなければならない。牽強付会の主張はやめるべきである。

（文責・飯島）

第五二回公開講座

七八名の参加者で しつかり研修

於・東京税理士会館
五月一二日（火）

第52回公開講座はさる5月12日、東京税理士会館二階会議室で開催されました。

開催日程は、昨年の第21回通常総会で、これまで2月開催を5月開催に変更、その第1回目となりました。5月は3月決算の申告月で税理士にとって超繁忙月。また5月連休後の開催ということで参加者が通常より少な目となりました。

しかし、講座は改正国税通則法施行2年目に向かえた税務行政の現場を、しっかりと検証する熱の入ったものとなりました。

恒例の永沢理事長の挨拶の後、早速1番手に岡田俊明会員（写真・右下）が登壇。

「国税庁新事務年度方針の特徴と納税者運動の課題」と題し、次のように報告しました。

現在時点での国税庁の役割、税務調査手続の明確化の中で展開しようとする、税務調査のさまざまな手法。納税者運動のこれまでと、税制民主化を求める「民間税制調査会」「公正な税制を求める市民連絡会」など

（次ページへ）



(前ページより)の新たな展開について述べました。

2番手は「国税通則法(税務調査手続)をめぐる当局解釈の問題点」と題し小田川豊作会員(写真下)が報告。



冒頭、改正国税通則法の「税務調査手続」が、その後課税庁の都合のいいように次々と「骨抜き」にされていると告発。無予告調査、内観調査、質疑応答記録などの当局解釈を鋭く分析しました。また、消費税調査

のポイントともなる「一人親方に対する外注費」についても理論整理をしました。

最後の報告者は「税務調査への現実的対応のポイント」と題して本川國雄会員(写真下)。国税通則法改正後の税務調査等の実態について、実地調査件数の減少、実地調査以外の「簡易な調査」が大幅に増えていることを報告。さらに調査の各場面での有効な対応の仕方について、詳しく報告しました。



センター理事会は、5月開催の公開講座について、再度開催時期について検討を重ねていくことを確認しています。

今後の公開講座をご期待ください。

七月一五日、衆院安保法制特別委員会で戦争法案採決強行。「最初は二万五千人の主催者発表、やがて六万人、十万人と増えた」(「東京新聞」)。深夜までつづいた国会正門前の抗議行動。「国民のたたかいに追い詰められた結果の強行採決。ここに確信もって廃案に」、民主、共産、社民の党首そろっての発言。「長い間見られなかつた光景」(主催者)とか。どうか廃案まで手をつないでと願った▼舞台はSEALDs(シールズ)自由民主党主義のための学生緊急行動)に結集した青年たちに。「おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、妹の世代がいっしょに声を上げてていることに希望をもちたい。戦後百年間、戦争してこなかつたと祝いの鐘をならしたい」。あいさつに涙をぬぐう年配層の姿も。「俺たちめんなんよ」「民主主義ってなんなんだ」「安倍政権から憲法守れ、平和を守れ、子どもを守れ、未来を守れ」。コールに込められた願いと息吹に何としてもこたえなければ▼違憲の本質は日を追うごとに明らかに。内閣の支持率も低下の一途だ。「存立危機事態」にあるのは、おごり、ごまかし、開き直り、焦っている安倍政権。短時間でもたたかいの現場に足を運び、見て感じつつ退陣・廃案めざしたいものである。▼「活動資金」とお菓子や飲み物を並べる若い女性たち。いったんはその場を通り過ぎたが引き返しカンパ。「お礼に」とくれたラップに包んだ自家製?の小さなカステラ、おいしいのは空腹のせいではない! すがすがしい気持ちで仲間と交流の場へ足を速めた。

(M・H)

センター活動日誌

2015/04/05	茨城県商工団体連合会
04/16	千葉税経新人会
04/16	日本弁護士連合会
05/09	東京学習会議
06/09	千葉税経新人会
06/25	埼玉保険医協会
06/27	西東京商工会
06/29	東京土建本部

投稿

05~06	全国商工新聞(4回)
07/13	全国商工新聞

ホームページ情報

<http://touzeiken.net/>

1. 戦争法案の強行採決に抗議声明
2. 第22回通常総会案内
3. 特別講演案内

センター会員名簿作成についてご協力を

作成にあたって、会員皆様のご承諾をいただきます。別紙のご回答をよろしく。

ザ・コラム